

# 令和6年度第11回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年2月10日（月）		
招集場所	日南町役場 議場		
開会時間	13時30分	閉会時間	15時16分
出席委員	番号	氏名	番号
	2番	天崎直幸	8番
	3番	木山篤志	9番
	4番	嶋川克寿	10番
	5番	大塚清子	
	6番	塩見真由美	
出席推進委員	日野上	倉光伸也	石見
	山上	坪倉幹也	石見
	山上	妹尾重寿	福栄
	阿昆縁	岸幸利	
	大宮	藤原恵司	
欠席した委員	1番	足立福子	多里
	7番	足立進也	
議事録署名委員	6番	塩見真由美	8番
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事
	主事	山田祐志	

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨 捶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第2号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第4号	利用権設定にかかる軽微な変更について
報告第5号	令和6年実績 貸借料状況一覧について
5. 議 事	
議案第1号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	農作業賃金について

協議第2号	その他
7. その他の	
8. 閉会	

開会	高橋事務局長	令和6年度第11回 日南町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨拶	議長	<p>皆さんこんにちは。2月に入り、大変多い雪になりましたが、この時期らしい雪景色となりましたが、早くも静岡県では土肥桜が咲き始めたとのニュースが報道されました。3月になると伊豆の河津桜が咲いてきますが、日南町はまだまだ先のことと思います。</p> <p>さて、農水省は先月31日に水田活用直接支払交付金制度の見直しをいたしました。農家に不安と不評であった2027年度より実施することとなっていた5年に一度の水張要件を撤廃することといたしました。これで町内のそば生産100haの農地は維持されることとなりました。</p> <p>また、昨年夏には令和の米不足が発生しスーパーの棚から米がなくなりました。さらに、新米が流通し始めたら新米が高値の状況で、以前5kgが2,500円でしたが、現在では4,100円という価格です。</p> <p>江藤農水大臣は備蓄米の放出を検討すると発言しましたが、そもそも備蓄米は災害時や非常時の備蓄米であって、趣旨が少し違っているのではないかと思いますが、あまり高値になりますと代用食が多くなり、反対に米価下落となりますので備蓄米放出も仕方ないかなと思われるところです。</p> <p>しかし米の生産量と消費量のバランス調整を進めるということは農家の生産コストや農家所得を無視することで市場経済取引を取り入れる時期に来ていると思われます。そして、昨年の米の出来高は679万トンで一昨年より18万トン多い収量でしたのに21万トンの行き先不明の米があり備蓄米放出の施策によって、今後の価格変化が気になるところですが、このことのアナウンス効果も期待されます。</p> <p>次に、先日JA鳥取西部農協の座談会がありました。そこで25年産米の仮渡金は30kgあたり限りなく10,000円に近づけるように努力することでした。</p> <p>余談ですが、昨年のラーメン外食ランキングで1位は山形市、2位は新潟市だったそうです。いずれも米どころの都市でした。</p> <p>以上を申し上げ、第11回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
	高橋事務局長	失礼します。進行に入る前にご欠席の方の報告をさせていただきます。本日は足立福子農業委員、足立進也農業委員、多里地区の新田和之農地利用最適化推進委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、6番 塩見農業委員、8番 糸田川農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について農林課お願ひします。
	農林課 主事	<p>報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。農林課の山田です。</p> <p>農業経営改善計画の認定については、町が計画を認定していますが、農業委員会や農協等に意見を求めることができるとされています。町で審査会を経て、農業委員会の意見を参考にしながら認定を行う流れになります。</p> <p>今回の説明資料については総会終了後回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>今回は、1月27日に審査会を行いました、株式会社□□□について日南町としては再認定したいと考えておりますが、今回ご報告させていただいた中で、当然ご意見等あると思っております。皆さんからのご意見は申請者に伝え今後の農業に生かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>当日配布資料について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農業経営体の営農活動の現状及び目標</li> <li>②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標</li> <li>③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置</li> <li>④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置</li> <li>⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置</li> <li>⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置</li> </ul>
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。 (2番 天崎農業委員挙手) 2番 天崎農業委員。
	天崎農業委員	前回申請書の受付日が令和5年2月28日になっています。
	農林課 主事	過去の農業経営改善計画の申請書が令和5年2月28日の受付になっていることについてですが、途中で計画の変更申請が令和5年になりました。その時の計画となります。もともとの申請は令和元年の2月となりますが、令和5年に変更の申請があったためです。
	議 長	よろしいでしょうか (天崎農業委員 意見なし) (9番 福田農業委員挙手) 9番 福田農業委員。
	福田職務代理	農業用機械の取得計画の中に無人作業機とありますが、どんなものですか。
	農林課 主事	無人作業機ですね。はっきりと聞いておりませんでした。確認して報告いたします。
	議 長	後で報告お願ひします。その他ご質問、ご意見がございますか。無いようですので認めることといたします。次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について事務局お願

		いします。
	主 事	報告第2号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について 資料3頁について説明。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。以前は地図など資料がついていたと思います。地名や地番だけでは場所が把握できない。
	高橋事務局長	<p>先ほど議長から場所の特定ということで、ご意見をいただきました。本来ですと、平面図、位置図をつけさせていただいているところですが、今回は添付しておりませんでしたので、口頭でご説明させていただきます。</p> <p>場所は△△地区ですが、現在はお店を廃業されておられます、〇〇〇商店の山手側にあります。すでにお亡くなりになっておられます、〇〇〇さんの所有の農地です。そこにかかる砂防堰堤の工事を現在県が進めておられます。その工事に伴う仮設道が必要ということで一部一時転用の届け出がありました。詳細な場所は口頭ではわかりにくいかもしれませんが、現在砂防調査事業が進んでいるということです。</p>
	議 長	<p>補足説明が終わりました。今後は地図を添付するようお願いしたいと思います。</p> <p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、次に移ります。</p>
報告第3号	議 長	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について 資料5頁、6頁について説明</p> <p>番号1、解約後については土地所有者さんが年に1度はこちらに戻ってこられて草刈り等の管理を自分で行うということでした。</p> <p>番号2、合意解約ですが、一度すべて解約し、再度別の農地も含めた契約を有限会社□□□と結び直す予定です。この後の議案の中に再度契約するものを含んでおります。</p> <p>番号3、土地面積の訂正をお願いします。×××番地、166m<sup>2</sup>としていますが、240m<sup>2</sup>、×××番地、1546m<sup>2</sup>としていますが、2072m<sup>2</sup>、合計面積が2312m<sup>2</sup>となります。</p> <p>解約後については、別の方と契約をされるということで、この後の議案の中にその契約も含んでおります。</p> <p>番号4、機構と耕作者との契約を解約し、機構と貸付人の契約は残したまま別の方との付け替えを予定しております。この後の中の起案でも付け替えを含んでおりますのでご確認ください。</p>
	議 長	報告第3号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第4号	議 長	報告第4号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 事	報告第4号 利用権設定に係る軽微な変更について

		<p>資料 7 頁について説明 番号 1、小作料の変更。 番号 2、報告 3 番号 4 の合意解約のあったものを付替えて、契約期間の変更を行うもの。</p>
	議 長	<p>報告第 4 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第 5 号	議 長	<p>報告第 5 号 令和 6 年実績 貸借料状況一覧について事務局お願ひします。</p>
	主 事	<p>報告第 5 号 令和 6 年実績 貸借料状況一覧について 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月末までに契約された貸借による貸借料の地区ごとの水準について農地法第 52 条の規定に基づき、貸借料決定の参考として提供するものです。 資料 9 頁について説明 公表の方法はホームページに掲載と令和 7 年 3 月発行予定の「いなほ 87 号」に掲載を予定しています。 物納については 1 袋 30 kgあたり 8,800 円として算出しています。小数点以下は四捨五入しています。データ数は筆数ではなく件数です。</p>
	議 長	<p>報告第 5 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。</p>
議案第 1 号	議 長	<p>続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願ひします。</p>
	主 事	<p>議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について 資料 11 頁から 27 頁について説明 資料 12 頁 貸借の利用権設定の面積合計が 156,839.50 m<sup>2</sup>、使用貸借による 10 年未満の利用権設定が 3,853 m<sup>2</sup>、10 年以上の利用権設定が 1,395 m<sup>2</sup>、2 月の移動合計が 162,087.50 m<sup>2</sup>です。機構を通じた新規の契約が 19 件でこのうち相対からの更新が 7 件、機構を通じた再設定が 12 件です。 資料 15 頁 新規契約のみ説明。 申請番号 1 から申請番号 12 まで新規 申請番号 13 から申請番号 19 まで相対からの再設定 申請番号 20 から申請番号 30 まで機構を通じた再設定 申請番号 31 耕作者変更による付替え</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農	申請番号 2 ○○○さんと有限会社口口口の契約の中に地目が宅地とな

	業委員	ているところがあります。現況畠になっていますが、農地でないところも受けるんですか。
	主 事	人々が農地でない宅地という地目ですが、今までも契約をしていたところで、実際に建物が建っておらず現況は畠となりますので、引き続き契約されるということです。
	議 長	よろしいですか。(木山農業委員 意見なし) その他ありますでしょうか。 (6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	申請番号 11 と 12 の受人の〇〇〇さんは今も農業をしておられるということですが水田を作られているんですか。
	主 事	総会資料とは別に配布しております、農業経営状況の資料に〇〇〇さんの資料もつけさせていただいておりますが、現在〇〇〇さんが、日南町に 5,522 m <sup>2</sup> の水田を所有しておられ、水稻を自作されておられます。機械もトラクターを所有しておられ、今までもされておられるということで、問題ないと考えています。
	議 長	その他、議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようすで採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の進達意見審議について事務局お願ひします。
	高橋事務局長	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 先月総会におきまして、△△地区にあります農地の一時転用につきまして、ご審議いただいた鍵掛峠トンネル工事に伴う作業員宿舎に付随する駐車場として利用するための一時転用です。 前回総会でもご説明しましたが、現在トンネル工事が当初予定している期間より大幅に延びており、一時転用の期間についても本来 3 年間という期間ですが、この内容については県と協議させていただいた結果、一旦終了し、新たに一時転用の届出で調整してくださいという県から指導がありました。今回の駐車場としての利用におきましても同じような手続きを取らせていただくという流れとなります。 資料 29 頁から 39 頁について説明 土地選定理由、位置図、中間図、土地利用計画図、事業計画書、被害防除計画書、現況写真、一時転用事業の工程表
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようすで採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 農作業賃金について事務局お願ひします。

	高橋事務局長	<p>協議第1号 農作業賃金について 資料41頁</p> <p>本日総会終了後農政部会を予定しており、農作業賃金について協議をしていただきたいと思っております。</p> <p>毎年、標準農作業賃金については近隣の市町村、または経済の動向等を踏まえ改定、見直しをさせていただいているところです。</p> <p>皆様ご承知の通り、昨年につきましては賃金の単価を大幅に見直しさせていただきました。また、昨年秋作業についても項目等の見直しをさせていただいております。</p> <p>令和7年度の標準農作業賃金につきましては農政部会で協議し、3月総会で皆様にご提案させていただきたいと考えておりますが、現在の状況ということでたたき台を作っております。内容をご覧いただいてご意見等賜ればと思います。</p> <p>作業項目について、これまで農地の条件等踏まえて単価を分けておりましたが、単価統一をしてみるというご提案を一部の担い手の方からいただきました。</p> <p>この内容について補足説明がありましたら、農政部会長糸田川農業委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
	議長	糸田川農業委員お願いします。
	糸田川農業委員	補足はありませんが、この後農政部会が開催される予定です。皆さんからのご意見がありましたらお願いします。
	議長	協議第1号について皆さんからのご意見がありましたらお願いします。無いようですので農政部会に一任したいと思います。次に移ります。
協議第2号	議長	協議第2号 その他事務局お願いします。
	主事	<p>協議第2号 その他ですが、本日皆さんに意向調査のリストについて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>このリストですが、農地パトロールでタブレットに入力していただいた情報を基に作成しています。タブレットで再生困難と入力されている場所を抽出し、さらにその中で、農振農用地区域外のものを選んでリストとしています。また、昨年度、利用意向調査を行った場所についてもリストから外しております。調査票についてはまだ印刷が間に合っておりませんので、お渡しできていない地区がありますが、印刷ができ次第、お渡ししたいと考えております。</p> <p>調査についてですが、かなりの件数がありますので、期間は設けずに一度2月の末で順次事務局に提出いただけたらと思っております。</p>
	議長	協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (9番 福田職務代理拳手) 9番 福田職務代理。

	福田職務代理	場所を限定せずに、農地ナビで探らないと場所もわからないし、もうすでに亡くなった方もたくさんおられる。いろいろ問題があって、実際調査できるところは、タブレットを持って、場所を確認して行くしかないような気がします。進め方としてはどんなふうに考えておられますか。
	高橋事務局長	具体的な場所についてはわかりにくい一覧表だと思います。今回お配りしておりますのは、農振農用地区域外をリストアップしております。農振農用地区域外は現在日南町で取り組んでおります、中山間直接支払制度や、多面的機能支払事業に伴う農地は農用地区域内となりますので、リストに上がってきていません。今回のリストは現在耕作していない農地ということです。もう一度事務局の中で精査し、進め方や農地の場所等わかりやすい形で資料の情報提供をさせていただきたいと思っております。
	福田職務代理	やり方として、ちょっと乱暴なやり方かもしれません、文書で郵送して、意向の確認をすることで少しでも減らすとか、そういった方法は可能でしょうか。
	高橋事務局長	福田職務代理がおっしゃられるやり方で、まずは今あるものを極力少なくする方法が先ほどおっしゃられた手法だと思います。既におられないということが明確な方については委員の皆様に意向調査をしていただくことは難しいと思っております。事務局で郵送し、なおかつ日南町におられてもご回答がない場合に委員の皆様に確認をしていただくことで、調査範囲が絞られるのではないかと思っております。そういったことも含めて、事務局で検討してまいりたいと思います。
	福田職務代理	そういったところも専門の人を雇ってでも、じゃないと難しい量だと思いますがよろしくお願ひします。
	議長	(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	△△地区、△△地区あたりの地籍調査が済んだところはどういったデータで一本化されているのか、教えてほしいと思います。地籍調査では現況地目を変えてあります。ですので、地目が畠になっていても山、原野であればそういったところは直っておるはず。そうなると当然台帳にも上がってこないと思うんですが、その辺りはどうなっているのか教えてほしいです。特に△△地区は全部済んでいるはずですので、どういう状況になっているのか教えてほしい。
	議長	(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	△△地区の場合、水田だったところが、ずいぶん前から荒れていて、地籍調査の時に原野にしてもらって水田の課税もされていないです。多分終わっているところはそのようになっているんだろうと思います。ただ、現地立会をしていない人の意見はどこまで通っているか定かではありません。立会した人の意見は通っているはずです。
	嶋川農業委員	最終的には農業委員会にそういったデータが行って農業委員会が了解すればいいという流れだと思うんですが、△△地区はどうですか。

	岸推進委員	現地調査をして田んぼでも原野や山林になっていたら、調査では地目を変えてその結果を農地以外に変える場合は農業委員会に提出して許可を得てから地目を変える作業をしているわけですので、そこで反映されていると思います。
	福田職務代理	地域の現況によって状況は違うと思うんですが、立会して、田んぼになっていても現況が原野なので地目変更は許可をもらって変えてもらうわけですが、地籍調査事業の進行状況が判断してから登記までに3年4年、下手すると5年も完了せんのです。ここに上がってきているのは、おそらく登記が完了していない地籍調査以前のものが上がってきているんじゃないかと推測しております。地籍調査は測量が終わっていても完全に登記が終わるまでには何年もかかるということで、なかなか反映できていないというのが現状なのかなと思います。
	嶋川農業委員	最終的に国が承認して、法務局に出して初めて登記が変わるという流れですので、ただ、△△地区は全部終わっているはずで、△△地区についても概ね終わっているはずです。そういうことの中で今回どういったデータが出ているのかと。あんまりわからないということであれば、これから調査するにしてもかなりややこしいなと感じます。我々委員だけでそういった現状把握というのができるかどうか。第三者の目で見てもらうということもあると思います。
	倉光推進委員	遅れるということは言われていましたが、実際に△△も本来進まなきやいけないところが実際に2年遅れています。
	岸推進委員	調査して、翌年度に測量してその翌年に測量結果を見てもらってそれを受けて今度国に許可をもらって、法務局に贈られるので、通常5、6年はかかるんじゃないかと思います。
	嶋川農業委員	現在調査しているところや調査してから7、8年経っているところではなく、調査が完全に済んだ△△地区については今回どういったデータが上がってきてているのか聞きたいです。
	議長	△△の△△地域で終わっている、私の所有のところが2つ載っていますが、それを見ると4、5年前に現地調査も終わって、確認もしているのに、いまだに山林が田になっていますので、まだ直っていないと思います。
	嶋川農業委員	完全に終わっているのは△△地区と△△地区だと思います。そのデータがどうなっているのかということをききたがったですが、混乱するといけませんので。
	議長	協議第2号についてご質問、ご意見はございますか。無いようですので、その他皆さんからありますでしょうか。次に移ります。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	次回総会は、令和7年3月10日（月）、午後13時30分から開会予定です。会場は2階 第2会議室で予定しております。 続いて、総会終了後、第2会議室にて農政部会を開催いたします。令和7年度の農作業賃金について審議させていただきたいと思います。

	議長	その他ありますでしょうか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。
	丸山推進委員	地域計画についてお尋ねしたいと思います。2年前に地域計画を作るとということでスタートして、3月の期限が来るわけですが、私自身、もっと農業委員が関わるべきだと思っていたわけですが、ほとんど関わる機会もないし、今どうなっているのかということをお聞きしたい。出来上がるまでに農業委員会としてどんな関わり方があるのか。
	高橋事務局長	<p>地域計画についての現在の状況についてですが、農業委員会が携わる部分として、目標地図の素案の策定です。目標地図の素案に関する地域計画については市町村で策定するということです。</p> <p>まず、農業委員会で各地域の農業上の利用を担う農業者、将来的に農地を維持管理する目標を盛り込んだ地図を策定し、市町村に提出し、その内容をまとめ、最終的に公表するというのが大きな流れとなります。</p> <p>先ほども現在の策定状況が見えないというご質問をいただいたかと思いますが、各地域の地域計画に伴う目標地図の素案の範囲は補助金、交付金の対象範囲となります。まずは、農振農用地区域を目標地図の素案の中にすべて取り込む考え方で、目標地図の素案を策定したところです。しかしながら先ほど丸山推進委員がおっしゃられたとおり、その内容について地域の方の意見や将来の展望については盛り込んでいない状況です。このあたりが、農家の皆様と十分にお話ができていなかったということが非常に課題であったと思っております。目標地図についてはこれから毎年のように見直しが必要になってくる内容であります。農家の方、大規模な経営体の方も年々状況は変わってまいります。そのたびに見直しをかけていかなければならぬものでございますので、今回で終わりというわけではありません。</p> <p>以前もお話をしましたが、繁盛期は非常にお忙しいですので、集まっていたとしても、参加が少ない、また、嶋川農業委員からもお話がありましたが、既に担い手農家の方が中心となってやっておられるので、その中で概ねそのエリアは掌握できているところもあります。そういう意見もお聞きしておりますので、今後は農用地区域だけにとどまらず、さらに突っ込んで皆様の意見を目標地図に取り入れていく必要があると思っております。</p> <p>今年度の内容については、間違いがない範囲で大きく目標地図の素案をくったと考えておりますので、そのあたりについてはこれから精査し、皆様の意見を聞きながら、より精度を高めていく内容にしていかなければと思っております。</p>
	議長	よろしいでしょうか。(丸山推進委員 意見なし) (4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	今、局長から説明がありましたが、地域計画については中山間直接支払い制度や多面的機能制度の関係で個別に代表者や農事組合などを集めて農

		<p>林課のほうで推進されておりました。1月末で地図が出来上がって提出されていることと思います。それを整理して農業委員会が地域計画の実際の区域というものを作り上げていくと聞いておりますし、実際そういうふうになっていくだろうと思います。</p> <p>私も委員でありながら地域の中の代表もしておりますので、地域計画を作つて出しました。その中で担い手等、概ねの区域をくくった状態で我々の区域の話がありました。まだこれから先も法人にお願いしたいという意見もあります。そういう方は個別に問い合わせして5年先、10年先の意見を聞いたもので地図の作成をしたものを作り上げたものが現在提出されているのではないかと推測します。まずはそこから始まるというように言わせておりますので、現在の進捗としては農林課の方が掌握されておると私は承知しております。農業委員会の全体の概ねの中に含まれており、それはまだ見えないという段階ではないかと思っております。</p>
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和6年度第11回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和7年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員